

ひだかしんきん農業支援ローン

ファームアシスト

商品内容

ご利用いただける方

当金庫の会員または会員資格を有する方で、次の1~3の全ての要件を満たす方

| | | | |
|---|--------------------------|---|--|
| 1 | 右記①~③のうちいずれかに該当する個人または法人 | ① | 市町村の認可を得ている認定農業者 |
| | | ② | 【個人事業主】直近1年間の農業収入が200万円以上の方 【法人】直近1年間の農業売上高が1,000万円以上の法人 |
| | | ③ | 【個人事業主】直近1年間の農業所得が総所得の50%を超える方 【法人】直近1年間の農業売上高が総売上高の50%を超える法人 |
| 2 | 農業歴3年以上で税金の滞納がない方 | | |
| 3 | 日本政策金融公庫の審査で応諾を得られた方 | | |

日本政策金融公庫の
信用補完制度を活用した
農業者専用ローンです

お使用みち

農業の経営に必要な運転資金または設備資金

ご融資金額

100万円以上6,250万円以内(10万円単位)

ご融資の方法

証書貸付

ご融資期間

1年以上7年以内。ただし、設備資金は10年以内。
※据置期間は1年以内

ご返済方法

元金均等分割返済(年1回、年2回または年4回返済)

ご返済日

- 年1回(2・5・8・11月の各25日のいずれか)
- 年2回(2・8月の各25日または5・11月の各25日)
- 年4回(2・5・8・11月の各25日)

ご融資利率

年1.80%(変動金利型)
※ご融資利率には、別途日本政策金融公庫が決定する補償手数料が上乘せされます。

担 保

原則として不要です。

保 証 人

- 個人事業主:後継者の方(配偶者を含む)。
※存在しない場合は無保証人扱いとします。
- 法人:代表者の方

必 要 書 類

- ① 確定申告書または決算書の写し(3期分)
- ② 農業経営改善計画認定書の写し(認定農業者の場合)
- ③ 設備見積書等の写し(資金使途が設備資金の場合)

そ の 他

- お申込みに際しては、当金庫及び日本政策金融公庫の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
- ご返済額の試算、その他ご不明な点につきましては、当金庫本支店窓口までお問合せください。
- 店頭に「商品説明書」をご用意しております。



お申込み・お問い合わせはお近くのひだかしんきん窓口へ。ご希望の場合は営業担当がご訪問いたします。



これまででも これからも このまちで

<http://www.shinkin.co.jp/hidaka>



| | | | |
|-------|----------------|-------|----------------|
| 本店営業部 | ☎ 0146-22-4111 | えりも支店 | ☎ 01466-2-2311 |
| 静内支店 | ☎ 0146-42-1531 | 広尾支店 | ☎ 01558-2-3161 |
| 三石支店 | ☎ 0146-33-2311 | 堺町支店 | ☎ 0146-22-5611 |
| 様似支店 | ☎ 0146-36-2341 | 札幌支店 | ☎ 011-200-7070 |

ひだかしんきん農業支援ローン 「ファームアシスト」商品説明書

令和4年4月1日現在

| 項 目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 商品名称 | ひだかしんきん農業支援ローン「ファームアシスト」 |
| ご利用頂ける方 | 当金庫の会員または会員となる資格を有する方で、以下の(1)～(3)の条件を満たす方 (1)次の①～③のうち、いずれかを満たす方 ①認定農業者 ②直近1年間の農業粗収益が200万円(法人の場合は売上高1,000万円)以上の方 ③直近1年間の農業所得が総所得(法人の場合は売上高)の50%を超える方 (2)業歴3年以上で税金滞納のない方 (3)日本政策金融公庫の審査により承認を得られた方 |
| お使いみち | 農業経営に必要な設備資金および運転資金(負債整理のための借換は対象外) |
| ご融資金額 | 100万円以上6,250万円以内(10万円単位) |
| ご融資期間 | 1年以上7年以内(設備資金は10年以内)※据置期間は1年以下 |
| ご融資利率 | 金利年1.80%(変動金利型)とします。 ※基準金利には、別途、日本政策金融公庫が決定する補償手数料が上乗せされます。 ※金利情勢等によって、ご融資利率が変更となる場合があります。 |
| ご返済方法 | 証書貸付 元金均等返済 年1回または年2回または年4回払 1回払の場合は、2,5,8,11月いずれかの25日とします。 2回払の場合は、2,8月の各25日または5,11月の各25日とします。 4回払の場合は、2,5,8,11月の各25日とします。 |
| 保証人 | (1)個人事業主の場合・・・後継者の方(配偶者を含む)。ただし、該当する方が存在しない場合は無保証人扱いとします。 (2)法人の場合・・・・・・代表者の方。 |
| 担 保 | 原則不要です。 |
| その他 | (1)主な必要書類 ①確定申告書または決算書写し(3期分) ②農業経営改善計画認定書の写し(認定農業者の場合) ③設備の見積書等の写し(資金使途が設備資金の場合) (2)お申込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 (3)また、現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9時～17時、電話0120-078-390)にお申し出ください。 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話011-251-7730)東京弁護士会(電話03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話011-221-3273)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。 |